

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第1回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会
開 催 日 時	令和6年8月20日（火） 午後2時00分～
開 催 場 所	市役所 第3分館 3階 第4会議室
出 席 者	会 長：大西 雅裕 副会長：川北 典子 委 員：奥田 かずえ、木上 宗則、肥田 時子
欠 席 者	なし
案 件 名	（1）幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可（令和7年4月）について 1 樋之上保育園 2 あおぎりこども園（青桐保育園） 3 第2長尾保育園 4 長尾保育園 5 ひかりのみねこども園（光の峰保育園） 6 氷室保育園 （2）認定こども園への移行調査の結果について（報告） ・認定こども園への意向調査の結果（令和8年4月移行予定）
提出された資料等の 名 称	資料1 幼保連携型認定こども園認可申請書及び添付資料 資料2 認定こども園への移行調査の結果について 参考資料1 委員名簿 参考資料2 関係法令等抜粋 参考資料3 市内施設位置図
決 定 事 項	幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可6件に係る意見を聴取した。
会議の公開、非公開の別 及 び 非 公 開 の 理 由	非公開 「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他政党な利益を害すると認められるもの」が含まれるため。
会議録の公表、非公表の別 及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	

所 管 部 署 (事 務 局)	枚方市 子ども未来部 私立保育幼稚園課
審 議 内 容	
【会長】 それでは、定刻2分前でございますけれども、ただいまから、令和6年度第1回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の中の児童福祉施設認可審査部会を開催いたします。 それでは冒頭、事務局からよろしくお願いいたします。 【事務局】 皆さん、こんにちは。子ども未来部長の田中でございます。 本日は御多忙のところ、児童福祉施設認可審査部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は、本市子ども・子育て施策の推進に御理解、御協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。 さて、本市では、通年での待機児童解消に向け、様々な取組を進めておりますが、令和4年度当初におきましては、4年ぶりに国定義における待機児童が発生いたしました。このことを受けまして、特に保育需要の高い北部エリアにおいて、令和5年4月から私立保育所内の遊戯室を改修し、新たに臨時保育室を開設するとともに、保育施設等において定員増を行うなど、様々な取組を行うことで、令和5年度、6年度は国定義における待機児童数ゼロ人を達成したところでございます。 しかし、一方では、保育ニーズが増える中、希望する施設を利用できていないといった潜在的な待機児童数が、令和6年度は昨年度に比べまして24名増加し、218名となっております。さらには、国が進める「こども誰でも通園制度」が令和8年度から本格実施されますので、今後も新たな保育の受皿を確保するとともに、子ども・子育て支援施策の充実に向け、様々な取組を一層進めてまいりたいと考えております。 さて、本日は、令和7年4月に保育所から幼保連携型認定こども園への移行予定の6施設について御審議いただくとともに、令和8年度に向けた認定こども園への移行調査の結果を御報告させていただきます。 皆様方には、子どもたちにとって最善の利益が守られるよう、ぜひそれぞれのお立場から、忌憚のない活発な御意見をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。 【事務局】 続きまして、本日の会議について説明をさせていただきます。 本日の審査部会には、委員5人の出席をいただき、過半数を超えており、会議は成立していることを報告させていただきます。 木上委員につきまして、本日17時頃に所用により途中退席されとお聞きしております。 本審査部会は、今年度初めての開催となります。委員の皆様は前年度から変更ございませんが、事務局として出席している職員については、人事異動により一部職員に変更がありますので、恐れ入りますが、改めて紹介をさせていただきます。	

(事務局紹介)

【会長】

はい、ありがとうございます。

本日の審査部会は18時終了の予定ですので、できるだけ早く終了したいと思います。今回、認定こども園への移行を申請されている施設が6施設と多くなっておりますので、可能な限りスムーズに審議を進めてまいりたいと、審議が終わり次第終了したいと思いますので、どうかよろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

それでは、事務局から案件の概要説明と資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

(次第に基づき、案件の概要説明および資料の確認)

【会長】

はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、会議の運営事項についての説明を、事務局よりお願いいたします。

【事務局】

(参考資料2に基づき、会議の運営事項について説明)

【会長】

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から、会議の運営事項についての説明がございましたが、会議の公開・非公開、会議録の公表時期等については、会議の案件により、その都度、会議の冒頭でお諮りすることとします。なお、本日の案件については、まだ広く公表されていない情報を取り扱うことから、枚方市情報公開条例に基づき、会議は非公開とすることが適当であるとのことです。

また、本日の会議録の公表に当たっては、非公開情報部分を公開することができるようになったことを確認してから公表することが妥当であると考えますが、皆様、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

【会長】

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、本日の会議録をホームページ等に公開する際、発言者の個人名の記載についてです。

原則は記載するというのですが、より活発な意見交換を行うため、発言者については、「会長」「委員」と記載することが適当であると考えますが、これでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

【会長】

それでは、非公開で、「会長」「委員」という形で取り扱わせていただきます。

続いて、本認可審査部会の位置づけについて、事務局から説明のほうをお願いいたします。

【事務局】

(参考資料 2 に基づき、本認可審査部会の位置づけについて説明)

【会長】

はい、ありがとうございます。

事務局の説明のとおり、本認可審査部会については、法に基づき、市の条例、規則により設置されており、所管事務については、児童福祉法等に定める保育所等の認可に関する事項の審査等になります。

また、各施設の認可については、児童福祉法等の規定に基づき、市の責任において決定されますが、それに当たっては、本認可審査部会に事前に意見を聞かなければならないこととされており、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な見地から、御意見、御質問をいただき、今後、新たに認可される施設がよりよいものになりますよう、御協力のほど、お願い申し上げます。

また、本日、会議に先立ちまして、木上委員に申請者の経理関係について、確認をいただいておりますので、お気づきの点がありましたら、質疑の中で御意見をいただきたいというように思います。

それでは、早速ですが、次第に従いまして、案件 1 「幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可（令和 7 年 4 月）について」のうち、「樋之上保育園」について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

案件 1 「幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について」、御説明のほうをさせていただきます。

審査いただく前に、移行特例について御説明をさせていただきます。

平成 29 年の国の通知の中で、「既存施設からの移行の特例等について」示しており、基本、幼保連携型認定こども園は保育所、幼稚園いずれの基準も満たす必要がありますが、既存施設から幼保連携型認定こども園へ移行する場合における特例について、経過措置が認められることとされており、よって、面積基準等において、幼保連携型認定こども園の基準を満たしていない施設においても、今回は全て保育所から幼保連携型認定こども園への移行となりますので、既存施設の基準、つまり保育所の基準を満たしていれば、移行の特例として適用されます。

令和 7 年 4 月に、幼保連携型認定こども園への移行を希望している施設は 5 法人 6 施設となっております。参考資料 3 「各園の位置図」のほうを御覧ください。

枚方市域を大きく北部、中部、南部、東部に分け、市内保育所等の位置を示したものとなっております。今回、移行対象となっている「樋之上保育園」は北部に位置し、「あおぎりこども園」は中部、「第 2 長尾保育園」「長尾保育園」「ひかりのみねこども園」「氷室保育園」は東部に位置しております。

それでは、案件 1 に係る資料の確認をさせていただきます。全ての資料について、タブレット内でデータでも御確認いただくことができます。

幼保連携型認定こども園認可申請書に係る添付書類のうち、「①樋之上保育園」と書かれた紙

資料の冊子を御覧ください。

書類一覧と認可審査表、保育の全体的な計画、平面図、立面図、各マニュアル、これらについては紙でも御用意をしております。なお、各冊子は、施設ごとに分けてまとめております。

早速ですが、「樋之上保育園」の認可審査表を御覧ください。審査表の項目及び資料について、簡単に御説明のほうをさせていただきます。

まず、審査表については、申請者から提出された申請書類を、事務局において市で定める基準条例や関係法令に照らして確認しております。確認をした内容について、職員配置や施設・設備基準、土地・建物の所有関係、教育・保育時間や全体的な計画などの運営に関する事項などについて整理したものとなっております。

まず、この審査表の各項目の内容について、事務局で確認した点を説明させていただきます。

なお、各項目の一番右に、根拠となる資料の番号をインデックスとして記載しています。限られた時間の中での説明となりますので、審査表を基に説明するとともに、タブレットの画面上に、根拠となる資料を掲載する形で資料の確認をしていただきます。各施設の説明は一連の流れで行いますので、一度掲載した資料を詳しく確認したい場合は、適宜、タブレットに掲載しておりますインデックスを附番したデータ資料を御確認いただければと考えております。

では、タブレットの操作説明をさせていただきます。

(タブレットの操作説明を行う)

それでは、樋之上保育園の概要のほうを説明させていただきます。

本園は枚方市の北部に位置し、1978年に開設され、保育所として46年の実績がございます。令和2年度には定員数を拡充するため園舎の建て替えを行っており、園舎自体も非常にきれいな施設となっております。長いバルコニーが各部屋につながっており、園庭から直接バルコニーへ上がれるなど、開放的なつくりになっています。食育にも力を入れており、ランチルームから調理室を見ることができ、園での給食、おやつを通して、日々の食事への関心を高められるよう、食育に取り組んでおられます。

改めて、紙資料「樋之上保育園」認可審査表のほうを御覧ください。

審査表の基本事項の対象施設ですが、幼保連携型認定こども園は、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条において、設置主体は「国・自治体・学校法人・社会福祉法人」と規定されております。その下には、設置主体・施設名称・施設住所・園長氏名・定員のほうを記載しております。

本園の設置主体は、「社会福祉法人 真栄福祉会」です。施設名称は、「幼保連携型認定こども園 樋之上保育園」に変更されます。定員は、歳児ごとの人数を記載しています。現在180名の定員で保育所を運営されていますが、幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、新たに1号児を15名設定し、計195名の定員で運営されます。

定員の表の下に、配置基準を記載しております。歳児ごとに、条例等で求めている必要な保育教諭等職員を記載しております。0歳児は、児童3人に対して保育教諭等職員を1人、1歳児は児童5人に対して1人、これは、国基準の6人に1人より本市の条例で手厚い配置として

おります。2歳児は、児童6人に対して1人、3歳児は、児童15人に対して1人、4歳児・5歳児は、児童25人に対して1人となっております。4・5歳児は合算となりますが、各歳児の小数点第1位まで計算し、合計23人の保育教諭等職員が必要となっております。

次に、その下の確認事項に移ります。

一つ目、定員の項目ですが、待機児童対策の観点から、保育を必要とする子どもに該当する園児の割合を、市として待機児童の多い3歳未満児を4割以上設定することを求めていることを確認しております。

2、教育保育を行う期間及び時間ですが、「開園時間、教育時間、保育時間、教育週数」について、各基準を満たしていることを運営規程等で確認しております。

3、保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」を御覧ください。インデックス番号1の資料をA3に大きくしたものをお手元に配付しております。幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、計画のほうを作成していることを確認しております。

それでは、認可審査表にお戻りいただけますでしょうか。

4番、子育て支援事業について、こちらはインデックス番号10番となります。ただいまタブレットのほうから御覧いただけるようになっております。

幼保連携型認定こども園は、子育て支援事業を一つ以上実施していただくことが必須となっておりますが、本園は、マタニティークラブという地域の妊娠中の方やその家族を対象に、週に一度、妊婦さん同士の交流や沐浴体験のほか、離乳食講座、乳幼児の疾病についてなど、様々なテーマでこれから始まる育児への準備を支援する、いわゆる相談支援事業を行うこととしています。本事業への実施体制が整えられていることから、本項目について丸としております。

続いて5番、職員についてです。インデックス番号11番となります。

保育教諭等職員について、配置基準以上に配置されているかどうかですが、基準上、必要な職員数は23人となっており、職員は28人配置していることを確認しております。

また、幼保連携型認定こども園の保育教諭については、幼稚園教諭及び保育士資格の両方の免許を保有する必要があります。ただし、移行特例として、保育教諭については、令和11年度末まではいずれかの免許保有者であればよいとなっております。2人の職員については片方の免許しか保有しておりませんが、当該職員については、確約書にて令和6年10月までに両名とも資格を取得していただけることを確認しております。そのほか、1名が来年大学を卒業し、両資格を取得される予定であることも確認しております。

また、調理員・園医等について配置していることを、書類において確認しております。

6、園長の資格等についてですが、「履歴書」「園長の資格証明書」において確認を行っております。

7、学級の学級編制についてですが、1学級の人数要件が、3歳児は25人以下となっていて、本園は35人となっているため、25人以下とすることが困難な理由を、理事長名で書面において提出いただいております。4歳児においては、保育室を区切って二つの学級として編成されており、5歳児も二つの学級で構成されるとともに、1学級1部屋で保育を提供されています。さらに、3歳児以上のクラスに担任を1人以上配置しているかどうか確認のほうをしております。

紙資料の審査表、2ページを御覧ください。

8、設備の基準についてです。

基本情報として、「建物及び土地については自己所有」となっており、それぞれの面積基準のほうを満たしております。

なお、「園庭の面積」についてですが、必要面積が、面積基準①の560平方メートルと面積基準③の99平方メートルを足した659平方メートルであるのに対して、実際の園庭は548平方メートルしかありません。ただし、保育所から幼保連携型認定こども園への移行であり、実際の園庭の面積が2歳以上と3歳以上の園児数に応じた面積の合計である475.2平方メートルを超えていることから、移行特例により、基準を満たしていることとなっております。

園庭、園舎につきましては、お手元の紙資料 平面図等のおりとなっております、こちら、1枚目が園庭及び園舎1階の平面図、2枚目は2階の平面図、3枚目は屋上の平面図となっております。

それでは、審査表に戻りまして、審査表3ページ目のほうを御覧ください。必要な設備を設置されていることを確認しております。

続いて9番、保育室等を2階以上に設けておりますが、「耐火建築物」であり、常用で屋内階段、避難用として屋外階段を設置していることを確認しております。こちらの施設に3階はなく、幼児の転落防止設備についても、確認をしております。

10番、園庭ですが、本園の園庭は屋上になく、地上の同一敷地内にあります。

11、食事の提供についてですが、園内の調理室にて、外部業者から派遣された調理員が行う「外部委託」の方式にて、提供を行っていることを確認しております。

12、情報の開示については、当該園を利用される方に対し、「入園のしおり」等において提供されていることを確認しております。

13、入園する園児の選考については、「選考方法等計画書」において、入園する園児の選考を公正に行い、特別な配慮の必要な園児の受入に適切に配慮していることを確認しております。

続きまして、14、園児の健康安全の確保についてですが、「園児の健康及び安全確保計画書」において、園児の健康や安全を確保するために、疾病予防や防災、防犯に対し適切な体制を取っていることを確認しております。

15、運営状況の点検等については、「運営状況の点検または評価等計画書」において、自己評価を行い、結果を公表している、苦情を受ける窓口を設置しているかどうかを確認しております。

16、経済的基礎については、大西会長からお話がありましたように、木上委員に申請者の経理関係について、既に確認をいただいております。

17、認可法第17条第2項の各号に規定する事項に該当しないことについては、「該当しない誓約書」が提出されております。

18、その他、法令等に定める基準については満たしており、最後の19、移行特例の適用状況についてですが、先ほど御説明した、5、職員の資格について、及び8、園庭の面積基準について該当しております。

以上、長くなりましたが、樋之上保育園の説明は以上となります。

【会長】

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可（令和7年4月）についてのうち、「樋之上保育園」についての説明がありましたが、何か御意見、御質問等ございますか。

平面図の1枚目の1階の部分の左下側のところにあるもの、これは一体何でしょうか。548平方メートルと記載があるものです。C Yとかいろいろ数字が入っていますが。

【事務局】

左側の倉庫と記載されているもののことでしょうか。

【会長】

はい。施設を見ていたから気づきませんでした。平面図の左下、一体何かと思って。

【事務局】

グラウンドに設置する3メートル60ぐらいの倉庫です。建物から見まして、牧野の道路沿いに配置されています。色々な用具が収納されており、子どもも、収納されている用具で遊んだりしています。

【会長】

これ、倉庫ですか。

【事務局】

倉庫ですね。平面図に記載している548というのは、園庭全体の面積のこと、この下の建物は、全く関係ないものとなります。

【委員】

いいですか。平面図上の、飲料水用設備や手洗い用等の設備というのは、飲料水用で言えば、ウォータークーラーのような機械があるということですか。飲料用と洗浄用とで区別していますか。

【事務局】

はい

【委員】

了解です。ウォータークーラーなどの設備を11箇所も配置しているのですね。

【事務局】

実際に現地に訪問し確認しております。

【事務局】

各保育室にて利用できるような配置となっています。

【委員】

ああ、なるほど。すごいですね、分かりました。

【会長】

これ、蛇口の意味ですよ、丸をしてあるの。

【事務局】

はい。

【会長】

ですよ。飲料水用はどれですか。

【事務局】

飲料水用は、ランチルームに配置されています。

【会長】

どれですか。二つありますね。

【事務局】

ランチルーム内の2箇所の丸のうち、上の丸部分にウォータークーラーが配置されています。

【会長】

これが飲料水用と。

【委員】

すみません。ランチルームってどういう活用をしているのですか。

【事務局】

昼食や、おやつを食べる部屋として活用しています。

【委員】

食事はクラスごとにという感じですか。

【事務局】

はい。

【委員】

そんなに広くないですね。

【事務局】

そうですね。0・1歳児は、基本的には自分のお部屋と言いますか、教室で当然食べることはあります。たまにランチルームでも食べることもあるみたいですが、基本は3・4・5歳児の昼食時に使用されます。

【会長】

3・4・5歳児が一度に食事をするにはこのランチルームは狭いと思いますが。

【事務局】

入れ替わりで食事をとります。

【委員】

12時になったら昼食とすると、入れ替わりがあると食べ始める時間にタイムラグが生じると思いますが。

【事務局】

1歳児、2歳児とかでしたら、通常10時半とか11時ぐらいから昼食をとります。3歳児も12時からきっちりというわけではありません。これは樋之上保育園に限らずに、どこの公立保育所でもそうです。時間はあくまでも目安で状況に応じて臨機応変に対応します。

【委員】

昼食をとり終わってから保護者が迎えに来るまでに大分時間があると思いますが、昼食以外に何か食べることもあるのですか。

【事務局】

はい。乳児でしたら、9時半や10時ごろに、すりおろしのリンゴなどの補食を食べています。3・4・5歳児でいうと、通常12時半ぐらいに昼食をとり終わり、そこから1時間、1

時間半の午睡を取り、その後、おやつを食べることになります。

【会長】

3・4・5歳児が食事をランチルームで行うとするならば、2階から1階へ行くわけですね。その際の動線というのは、2階から1階の、この曲がったような階段を下りていくということになりますよね。

【事務局】

はい。中央の階段で移動します。

【会長】

移動の際の階段の段差と手すりの構造については、どうなっているのでしょうか。

【事務局】

二段式の手すりの構造になっており、大人は上の手すり。子どもは下の手すりを使用することになります。

【会長】

階段の段差は1段どれぐらいですか。

【事務局】

一般の施設で使用されている階段よりは段は低くなっています。

【会長】

階段の縁はどうなっていますか。転落防止の滑り止めなどは付いていますか。

【事務局】

滑り止めの施工がされています。

【会長】

そうですね。必要な施工ですね。

【事務局】

一般的に子ども用の手すりなどが設置されている階段は、段の幅や、高さ、縁の安全設計は標準仕様として付いてくるものになります。

【会長】

提出された平面図では、寸法の記載はありますが安全に配慮した構造になっているか判断できなかったのでお聞きしました。

【事務局】

平面図上では判断できないかもしれません。申し訳ございません。

【委員】

ランチルームを使うことのメリットを教えてくださいませんか。

【事務局】

公立保育所では、施設の広さの問題がありまして、教室で御飯を食べますし、昼寝、遊びも同じ教室で行います。一方、社会福祉法人 真栄福祉会の考え方では、生活を1つの部屋で完結させず、御飯はランチルーム、昼寝は教室、といった場面の切り替えを部屋の移動によって意識的に行い、生きる力をはぐくむ取り組みを行っています。

【委員】

食育の精神のところの1番にランチルームの活用って書いてあるので、いろいろ何か思いが

あるのかなと思って。

【会長】

すみません。また平面図ですが、医務室の下のところの部屋付近に記載されている文字が読めないのですが、何が記載されているのでしょうか。

【事務局】

更衣室です。

【会長】

更衣室ですか。隣も同じですか。

【事務局】

結構広い空間になりますが、平面図内、医務コーナーから見て左側の細長いところが、職員の更衣室、ロッカーなどが置かれている部屋で、その右が控室、休憩室になっています。

【会長】

これは職員用ということですか。

【事務局】

職員用です。はい。

【会長】

その隣の壁、図面上突き出ているような形になっていますけど、これは何ですか。

【事務局】

こちらは、倉庫ですね。

【会長】

倉庫ですか。するとこれ、職員は調理室へどのように入室するのですか。

【事務局】

ランチルーム側に、開き扉が一つありますが、職員用となると、控室から下処理室を通り調理室へ入室することになります。

【会長】

はい、分かりました。では、下処理室から、食材はどういう搬入になりますか。

【事務局】

右側の、倉庫から搬入することになります。

【会長】

倉庫の下、一番下が扉になっていますね。食材はそこから搬入することになりますね。

【事務局】

そうですね。園の中を通って搬入することはないと思いますので。

【会長】

ないですね。はい、分かりました。

【委員】

保育士さんで男性・女性おられると思いますが、こちらの施設に男性専用の更衣室はあるのでしょうか。

【事務局】

ないですね。

【会長】

男性専用の更衣室を用意している施設は、ほとんどないですね。

【委員】

それはちょっとかわいそうですね。

【会長】

だから、男性はかわいそうなことに、トイレで着替えているというのがほとんどですね。

【事務局】

公立保育所では、倉庫などで着替えてもらったりしているのが現状です。

【委員】

男性の就業環境の改善ができればいいのですけど。

【会長】

できたらいいのですけど、現状でそういうのがないことが多いですね。基準上必要なのは、更衣室ということになりますのでね。

【委員】

性別ごとではなくということですね。

【会長】

そうですね。更衣室があればいいということになります。

【事務局】

そうですね。こちらの法人には現在男性職員はいません。樋之上保育園に関しては、添付している職員一覧のとおり女性の職員のみ所属しています。

【委員】

プライバシーの観点からも少し問題ですね。

【事務局】

そうですね。そこは課題だと思います。

【会長】

いかがでしょうか。

マニュアル類は、それなりにきちっと作られているようですね。

よろしいでしょうか。

洪水に関する避難確保計画は、やはり場所がらということになりますね。

【事務局】

建物が淀川の真裏に位置する形になりますので、しっかりマニュアルを作成いただいております。

【会長】

よろしいですか。職員の具体的な研修計画については、どこに書いてありますか。

【事務局】

研修計画書にて月ごとの、研修計画を提出していただいております。

【会長】

はい。ほか、ありますでしょうか。よろしいですか。

なければ、樋之上保育園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可についての質疑

は以上とさせていただきます。

それでは続いて、あおぎりこども園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、あおぎりこども園について、御説明をさせていただきます。

本園は、枚方市の中部に位置し、1973年に開設され、保育所としての51年の実績がございます。本園と分園がございまして、本園は平成25年に増築、令和3年には大規模修繕のほうを行っております。分園は平成29年に新設されております。

市内の認可保育所の中で一番の大規模園でございまして、本園・分園合わせて240名定員の園となっています。多くのお子さんを受け入れておられますが、子ども一人一人が伸び伸びと遊べるよう、園庭の面積を広く取り、遊びを通して園児が育つよう、多種多様な遊具が設置されています。

また、自然に触れる保育にも力を入れており、園庭の田んぼで稲を育て、野菜を作るなどの野育を行っておられます。そのほか、保育の特色として、3歳から5歳児の異年齢混合クラスを設けることで、様々な年代と関わり、学ぶ環境をつくられておられます。

それでは、お手元の「あおぎりこども園」と記載された冊子の中の審査表のほうを御覧ください。

基本事項としまして、設置主体は、社会福祉法人 交北会です。保育所の際は、漢字の「青桐」で「青桐保育園」としていましたが、幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、名称を平仮名の「あおぎり」とし、「あおぎりこども園」へ変更されています。現在240名の定員で保育所を運営されていますが、新たに1号児を11名設定し、計251名の定員で運営されます。配置基準ですが、33名の保育教諭等職員が必要となっております。

次に、その下の確認事項に移ります。

項目1、定員、2、教育保育を行う期間及び時間については、各基準を満たしていることを確認しております。

3、保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」を御覧ください。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき計画を作成されていることを確認しております。

それでは、認可審査表にお戻りいただきまして、4、子育て支援事業についてですが、本園は、週に3回、地域の子育て世帯並びに在園児の保護者に対して、子育て等の悩みについて専門性を生かした相談支援を行うこととしていますので、本項目について丸としております。

5、職員についてです。基準上必要な職員数は33人となっており、配置職員数は33人配置していることを確認しております。なお、片方の免許しか保有していない職員が4名おりますが、当該職員のうち3人については今年度中、残り1名については来年度に資格取得していただけることを確約書にて確認をしております。調理員や園医について配置しておりますが、薬剤師のほうは現在選考中ということで、今年度中に配置することを確認しております。

続いて6、園長の資格等、7、学級についても、各基準を満たしていることを確認しております。

ページをめくっていただきまして、8、設備につきましては、「園舎・保育室等・園庭」にお

いての三つの面積基準について、お手元にあります紙の平面図等において、全て基準を満たしていることを確認しております。

なお、審査表3ページ下の分園の「園庭の面積」についてですが、必要面積が、面積基準①の300平方メートルと、面積基準③の33平方メートルを足した333平方メートルであるのに対して、実際の園庭は190.26平方メートルしかございません。ただし、保育所から幼保連携型認定こども園への移行であり、実際の園庭の面積が2歳以上と3歳以上の園児数に応じた面積の合計である33平方メートルを超えていることから、移行特例により、基準を満たしていることとなっております。

審査表4ページ目の設備の有無について、全て配置していることを確認しております。

続いて9、保育室等を2階、3階に設けておりますが、「耐火建築物」であり、常用で屋内階段、特別避難階段があり、避難用として屋外階段を設置していることを確認しております。そのほか、非常警報設備や消防機関への通報設備の設置や不燃防災に配慮した設備であること、幼児の転落防止設備が設けられていることについても確認しております。

10、園庭については、同一敷地内にあることを確認しております。

11、食事の提供方法は、自園調理であることを確認しております。

次に12、情報の開示以降、18、その他まで、基準のほうを満たしていることを確認しております。

最後に19、移行特例の適用状況についてですが、先ほど御説明しました、5、職員の資格について、及び、8、園庭の面積基準について該当しております。

以上がおおざりこども園の説明となります。

【会長】

はい、ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、何か御意見とか御質問、ございますか。

【委員】

移行特例ということは、将来的には本来の基準を満たすという認識で間違いないですか。

【事務局】

特例期間中の移行、例えば今回の保育所から幼保連携型認定こども園へ移行については、保育所の基準を満たしていれば移行することができます。また、1度移行した施設については、特例期間経過後、本来の基準を満たしていない場合でも認可が取り消されるものではありません。しかし、園を運営していく中で、幼保連携型認定こども園については、やはり保育所と幼稚園の両方の基準を満たすことが望ましいことですので、市としては本来の基準を満たしていただくよう促していきたいと考えています。

【委員】

特例期間経過後に基準を満たしていなくても、認可は取り消されないのですね。

【事務局】

本来の幼稚園の基準が、保育所に比べて園児1人あたりに設定される園庭の必要面積が大きくなります。幼稚園と保育所が合わさったときに、幼稚園側の面積の基準を満たさないといけないかというと、そうではありません。この特例期間は、保育所の基準であっても、認定こども園として認めますよという期間になっています。そうした特例を使ってでも国は、認定こども園として認めますよという期間になっています。そうした特例を使ってでも国は、認定こども園として認めますよという期間になっています。

も園への移行を促しているという現状になっております。

【委員】

保育教諭として配置する方の資格は、本来両方の資格を求めています。今、特例期間で、将来取得する見込みで配置を認めているということですね。今おっしゃった、園庭は基準を満たすために広くするというのは、実現が難しいように思うが、職員の資格に関しては、何年後までに取得してもらうといった指導はなさらないのか。

【事務局】

保育教諭の資格については、保育士資格、幼稚園教諭免許状、いずれも持っておかなければいけないというのが本来の基準になります。

この基準の特例期間については、令和6年度末まで片方の免許でも保育教諭として従事できるとされてきましたが、今回5年延長し、令和11年度末まで、片方の免許を保有していれば保育教諭として配置することが出来ることになりました。ただ、令和12年度になれば、片方の免許のみの職員は保育に従事できないこととなりますので、今回、移行される園については、今年度中もしくは、来年度中に資格を取得するといった確約書を出していただき、取得時期を明確にしています。

【事務局】

幼稚園教諭と保育士の資格に関しては、最終的には両方必ず取得していなければなりません。国は、資格に関してはそういう考え方をしています。しかし、園庭の面積に関しては、何年までに広げないといけないといった基準は明確に示されてはいません。

【会長】

そうなんです。だから、今の特例措置で認可をするけれども、移行特例期間終了後は、特例期間中に認可をしたものとして、終わってしまっているというのが現状ですね。新しい建築基準が適用される前に建てた建築物がそのままのように。だから、こういう建物に関しては、やっぱりそういうことなのでしょうね。

それでは、平面図の2、2階の平面図のところですけども、保育室4ですね。トイレのところまで斜線が引かれているということは、ここは保育室なのでしょうか。それから、その横の収納扉にも同様に斜線が引かれています。こちらも保育室として活用していますか。P Sって、これ、パイプスペースですね。こちらは構造の中のものだと思いますので、それは省いてありますね。そのように考えていくと、便所の2も保育室ということになってしまいます。これはちょっといかがなものかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

こちらにつきましては、本当に申し訳ございません。平面図上、トイレや収納扉にまで斜線を引き、保育室4というふうになってしまっていますが、保育室4自体を基準上の算定からは省いております。

【会長】

入ってないということですね。

【事務局】

はい、入っておりません。

【会長】

いかがでしょう。ほか。

【委員】

障害をもつ子どもや、配慮を要する子どもへの対応はどのようになっていますか。

【事務局】

例えば配慮を要するお子さんが入園した場合は、職員の配置でいうと、年齢によって決められる配置基準に加えて1人、加配といいますか、別途職員が配置されることになると思います。

【会長】

加配と加算とありますね。補助金を出して、パートタイムの人を雇うとか、そういうようなことをやっているところもあります。

【委員】

追加で先生が付くということですね。

【委員】

全体的な計画の、特色ある教育・保育のところに、作業療法士療育指導となっていますが、これは何ですか。わらべうた指導、体育指導、和太鼓指導、英語指導、作業療法士療育指導などが記載されています。

【会長】

療育ということになると、治療教育という言葉が、縮まって療育という言い方になるのですが、主に障害のある子どもさんに対して、保育をする中で治療をしていくと言いますかね。日常的なところで活動する。僕も、そういう児童発達支援センターで療育をやっていましたが、そこでは保育士や作業療法士、看護師が一体となって障害のある子どもさんに対して、いろんな側面からアプローチをして、日々保育を行うようなことが、療育と考えてもらっていいかなとは思うのですけれども。

だから、これで療育ということになりますと、多分、障害のある子どもさんがいらっしゃる場合もあるでしょうし、それから、0歳からどんどん運動機能を獲得していくということがありますので、その辺りをフォローしていくと。そのために、作業療法士を入れているというようなことは、あるとは思いますがね。

【委員】

作業療法士による療育指導ですよ。

【会長】

そうですね。

【会長】

子どもの手の機能というのは、外の指から発達して、最後に人差し指と親指でおつまみができるようになったら、手の機能が発達したということになります。その成長の過程に、つまずきのある子どもに対して、専門的な見地に基づき、用具等を用いながら指導していくという、それが乳幼児にとっての作業療法ということになりますね。

非常にたくさんの受け入れを行っているので、おそらく対象となる子どもが在籍しているのだと思います。

【委員】

あんまり保育園では聞きませんね。

【会長】

聞かないですね。

【委員】

はい。聞かないので。しかも特色ある取り組みのところに記載していたので、何か売りがあるのかなと。日常的に作業療法士さん、誰か決まった人がいるのかもしれない。

【会長】

いるかもしれないですね。

その健康支援のところで、発育・発達状況の定期的・継続的な把握というのが出てくるので、こういう辺りのところを売りにしているというようなことも考えられるわけですね。この辺りについて確認をしておいていただけますでしょうか。

【事務局】

承知しました。

【会長】

推測はできるのですけれども、やっぱり確認をしておいていただいたほうがよいと思います。ほか、いかがでしょう。

マニュアルも結構、災害とか安全対策とかということに対して、細かい対応のマニュアルが作成されているかなと思います。

ちょっと。よろしいですか。

先ほども聞くべきだったのですけれども、経済的な基礎の部分は何か問題ありましたか。

【委員】

経済的な基礎の部分に関しては事前に、質問させていただいて、その回答も見せていただいております。

【会長】

そうですか。

特に先ほどの樋之上保育園と今回の青桐保育園、別に問題ないでしょうか。

【委員】

問題ありません。

【会長】

分かりました。はい、ありがとうございます。

ほかに、よろしいですか。

なければ、あおぎりこども園に関してはですね、質疑に関しては以上ということにさせていただきます。

では続きまして、第2長尾保育園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

第2長尾保育園についての説明をさせていただきます。

本園は、枚方市の東部に位置し、1985年に開設され、保育所として39年の実績がございます。平成28年に園舎を建て替えられており、比較的新しく、木の温かみを基調とした園舎となっています。

食べることは生きることにつながることから、食を楽しめる子どもに成長してほしいとの願いを込めて、各年齢に合わせた食育への取組を行っています。また、家庭的な雰囲気の中で良い生活習慣を育成するとともに、保育目標として、「正しい判断ができ人間性豊かな子ども」「自立心があり創造性豊かで協調性のある子ども」「感性豊かに五感を感じる子ども」を掲げています。

それでは、お手元の「③第2長尾保育園」と記載された冊子の中の審査表のほうを御覧ください。

基本事項としまして、設置主体は、社会福祉法人 長尾会です。幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、名称を「第2長尾保育園」から「幼保連携型認定こども園 第2長尾保育園」とされ、現在120名の定員で保育所を運営されていますが、新たに1号児を各歳児5名ずつ設定し、計135名の定員で運営されます。配置基準ですが、17名の保育教諭等職員が必要となっています。

次に、その下の確認事項に移ります。

項目1、定員、2、教育保育を行う期間及び時間については、各基準を満たしていることを確認しております。

3、保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」を御参照ください。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、計画を作成されていることを確認しております。

それでは、認可審査表に戻りまして、4番、子育て支援事業について、本園は週に1回以上「ニコちゃん」という相談支援事業を実施する予定であることを確認しております。未就園児同士の交流の場であると同時に、園と保護者の相談の場として活用していく予定であることを確認しております。

5、職員についてです。基準上、必要な職員数は17人となっており、職員は20人配置していることを確認しております。2人の職員については、片方の免許しか保有していませんが、確約書にて、令和7年6月と令和7年12月に資格を取得することを確認しております。

調理員や園医等についても配置のほうを確認しております。

続いて6、園長の資格等、7、学級について、こちらも各基準を満たしていることを確認しております。

ページをめくっていただきまして、8、設備ですが、「園舎・保育室等・園庭」においての3つの面積基準について、お手元の紙の平面図等において、全て基準を満たしていることを確認しております。

審査表3ページ目の設備の有無について、こちらも全て配置していることを確認しております。

続いて9番、保育室等を2階に設けておりますが、耐火建築物であり、常用で屋内階段、避難用として屋外階段を設置していることを確認しております。また、幼児の転落防止設備も設けられており、園舎は2階建ての建物となっております。

10、園庭は屋上になく、地上の同一敷地内にあることを確認しております。

11、食事の提供方法は、自園調理であることを確認しております。

12、情報の開示以降、18のその他まで、基準を満たしていることを確認しております。

19の移行特例の適用状況についてですが、先ほど御説明しました、5、職員の資格について、該当しております。

第2長尾保育園は以上となります。

【会長】

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して、何か御意見、御質問はございますか。

全体的な計画内の、教育・保育課程ですね。0歳児のところの表が、健康、人間関係や環境など、5領域に分けられて書いてありますが、本来3領域で表記すべきかと思いますが、問題はないのでしょうか。非常に丁寧に、心情、意欲、態度とあって、分けて項目を設定されているのは、すごいなと思うのですが。

どうでしょう。

これ、やっぱり心情、意欲、態度って書いたほうがいいのでしょうか。

【委員】

いや、要らないですね。

少なくとも0歳児のところにはそぐわないかなと思います。

【会長】

そうですね。

併せてですが、特色のある教育・保育のところが、いろいろ書かれていますが、箇条書に項目だけ記載されているので、具体的にどういった特色なのかが、よく分からないのですが。

例えば日常の保育の中、コーナー保育とかですね。それから造形あそびや、体育あそびと、いろいろされると思いますが、それがどのように特色があり、どういった保育をされていくのかが分からないですね。

【事務局】

確認しているところで言いますと、例えば公立保育所では、お遊戯や運動をするときは担任の保育士が行います。一方で第2長尾保育園では、担当制保育という、外部の方を含めて専属の先生に来てもらい体育あそびや英語あそびを行っています。1人の先生が、全部やるのではなく、その道の精通者が来られて実施しているという取り組みのことを、特色のある保育として掲げられていると考えています。

【委員】

第2長尾保育園の担当制保育というのは、乳児で同じ子どもを同じ保育士がずっと見ているという意味での担当制保育ではないのですか。

【事務局】

0歳児でしたら原則1人の保育士が同じ子どもを見ることになります。乳児となりますと、今説明したような意味での担当制保育を行うのは難しいと思いますので、メインとなるのは4・5歳児になります。

【委員】

第2長尾保育園の行う担当制保育は、同じ子どもを同じ保育士で見るという意味での担当制保育のことで、全体的な計画上に記載されている造形あそびなどとはまた趣旨の違う、別のことを指していると思います。

【会長】

そうですね。実際、同じ子どもを同じ保育士が見る担当制保育を行う施設もありますし、クラス全体を見ているところもあります。施設によって様々ですので、あえて特色と言われるのならば、もう少し具体的に説明していただかないとよく分かりません。

【事務局】

そちらについては、実際に第2長尾保育園でされている特色ある保育という部分を再度確認させていただきたいと思います。

【会長】

それと、これは単なるケアレスミスだと思いますが、教育課程の「過程」ですけど、この「過程」でいいのですかね。

【事務局】

申し訳ありません。

【委員】

これ、次の長尾保育園と全く一緒ですね。

【事務局】

第2長尾保育園と、次の長尾保育園、樋之上保育園および氷室保育園は、法人は異なりますが、理事長が全て同じ方になります。ですので、第2長尾保育園の平面図を見てもらっても分かると思いますが、御飯を食べる時はランチルーム、午睡は午睡ルームで行うといったように、一つの部屋で完結させずに生活の場面の切り替えを部屋ごとに行っています。法人として一貫して取り組んでいることとして認識しています。

【会長】

それが特色ある保育ですね。だから、それはまず一番に挙げておくべきかと思います。

【事務局】

そうですね。会長おっしゃるとおりだと思います。

【会長】

それが、コーナー保育という言い方なのかもしれないですけどね。説明をしていただかないと分かりません。

【事務局】

そうですね。すみません。

【委員】

少なくともね、長尾保育園と第2長尾保育園、全く同じでも別にいいのですが、あえて全く一緒にしているのか、もしくは保育園がある地域が少し違うので、部分的に変えているのか、その辺りの方針については、どのように考えているのかなというのは感じますが。

【会長】

はい、ほか、よろしいでしょうか。

提出されたアニュアルの中にBCPというのが出てきますけど、事業継続計画ということで、それは聞いたら分かりますが、これは災害時のマニュアルと、あえてBCPを使いわけているというのは、理由があるのでしょうか。

【事務局】

市からBCP計画を策定しなければならないといった指導は一切行っていないという状況です。ですので、第2長尾保育園の考え方としてBCPが必要であるという判断をして作成をしているのだと考えています。

BCPと言いながら、災害マニュアルに近いと言いますか、緊急連絡先などの記載もありますので、実際のBCPとは少し異なっているとは思いますが。

【会長】

あえて、審査の項目に入っていないものが入っているように捉えてしまったので確認をしました。災害対応のことも記載されていますね。

いかがでしょう。よろしいでしょうか。

すみません。もう一つですけれども、苦情解決のマニュアルの部分で、第三者委員が2名、記載されています。電話番号が書いてあるんですけれども、この方々というのは、どのような属性の方なのですか。

【事務局】

保育園の園長先生です。

【会長】

この法人ののでしょうか。

【事務局】

いや、全く別の法人です。

【会長】

大概、主任児童委員や民生委員の方々が、公平な立場で考えていただけるという意味で第三者委員を引き受ける場合が多いです。この2人の方がそういった意味で第三者なのかというのが、書類上分からないので、どうなのかなと思います。

【事務局】

片山様が、どういったお立場で第三者委員を務められているかということですね。

【会長】

監事ですね。

ということになると、法人内部の方ということですので第三者にはなり得ないかと思います。

もし人物像から第三者委員に任命していたとしても、法人の監事を務める方が第三者委員も兼務することは対外的に見て妥当とは言えないのではないのでしょうか。

【事務局】

そこは、法人のお考えについて確認をさせていただきます。

【会長】

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと長く続いてきていますが、どうでしょう。ちょっと休憩しますか。もうよければ、そのまま続けてやってよろしいですか。

【委員】

私、途中で退席しますので、できるだけ早く進めていただけるとありがたいです。

【会長】

そうですか。それでは、もしよければそのまま進めさせていただきます。

ちょっとだけ冷房を緩めるってできますか。すみません。

それでは、続けていくことにさせていただきます。

引き続き案件1ですけれども、幼保連携型認定こども園への移行に伴うということで、長尾保育園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

長尾保育園について、御説明をさせていただきます。

本園は、枚方市の東部に位置し、1976年に開設され、保育所として48年の実績がございます。園舎は平成22年に増改築されており、地上2階建ての明るく広々とした園舎となっております。高台に建っているため、見晴らしがよく、随所に工夫の見られる保育室など、豊かな設備が子どもたちにとってすばらしい環境を提供されています。

同園では、全員が同じ遊びや行動をするのではなく、様々な遊びをコーナーごとに行うコーナー保育を実施、自由に選べる中、興味を持って夢中に遊ぶ、そんな体験が豊かな心を育むと考え、保育に取り組んでいます。

それでは、お手元の「④長尾保育園」と記載された冊子の中の審査表を御覧ください。

本園は、先ほど説明した第2長尾保育園と同じ法人が運営されております。基本事項としまして、設置主体は、社会福祉法人 長尾会です。幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、名称を「長尾保育園」から「幼保連携型認定こども園 長尾保育園」とされ、現在170名の定員で保育所を運営されていますが、新たに1号児を各歳児5名ずつ加え、計185名の定員で運営されます。

配置基準ですが、20名の保育教諭等職員が必要となっております。

次に、その下の確認事項に移ります。

項目1、定員、2、教育保育を行う期間及び時間については、各基準を満たしていることを確認しております。

3、保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」を御覧ください。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、計画を作成されているということを確認しております。

それでは、認可審査表に戻りまして、4、子育て支援事業についてですが、本園は週に1回以上、「ワンダフルサークル」及び「ぴよちゃんクラブ」として、相談支援事業を実施する予定であることを確認しています。「ワンダフルサークル」「ぴよちゃんクラブ」とは、0から3歳の未就園児とその親が、園でしかできない遊び等を通してふれあう場のことであり、保護者同士の交流や園の先生たちへの相談の場としても活用してもらうことを想定されております。

5、職員についてです。基準上必要な職員数は20人となっており、職員は29人配置していることを確認しております。調理は外部へ委託されており、園医等についても配置を確認しております。

続いて、6、園長の資格等、7、学級についても各基準を満たしているということを確認しております。

ページをめくっていただきまして、8、設備では「園舎・保育室等・園庭」においての三つの面積基準について、お手元の紙の平面図等において、全て基準のほうを満たしているという

ことを確認しております。

審査表 3 ページ目の設備の有無について、全て配置していることを確認しております。

続いて 9 番、保育室等を 2 階に設けておりますが、耐火建築物であり、常用で屋内階段、避難用として屋外階段を設置していることを確認しております。また、幼児の転落防止設備も設けられており、園舎のほうは 2 階建ての建物となっております。

10、園庭のほうは屋上ではなく、地上の同一敷地内にあることを確認しております。

11、食事の提供方法は、自園調理であることを確認しております。

12、情報の開示以降、18、その他まで、基準を満たしているということを確認しております。

19、移行特例の適用状況についてですが、本園について適用はございません。

長尾保育園の説明は以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か御意見、御質問等、ございますか。

はい、どうぞ。

【委員】

全体的な計画上の「小学校との連携」という項目で、小学校行事への参加と書いていますが、具体的にどのように参加されるのですか。子どもの年齢的に、赤ちゃんが参加することはないと思いますので、3 歳以上かなとは思いますが。5 歳は特にね、次、小学校に入学するので先は小学校を知っておくというのは、子どもの安心感につながると思うのですけどね。具体的にどのような行事に参加するのでしょうか。

【事務局】

今、枚方市では、国の事業である幼保こ小の架け橋プログラムの採択を受け、保育所、幼稚園、認定こども園等の 5 歳児と、基本的には小学校の 1 年生、または、5 年生、6 年生の高学年と交流を持たせる取り組みを行っています。基本、実際に音楽の授業や、運動会の練習しているところを見に行かせてもらったりとか、また、給食を体験させてもらったりしています。逆に、5 年生・6 年生が園まで来てくれて、一緒に遊んだり、小学校入学の際のギャップをなくしていくというような取り組みを行っています。枚方市内の全ての認可保育園、全ての小学校と連携を行っています。

【委員】

全ての保育園で実施しているのですね。今まで、幼保こ小の架け橋プログラムのことについて記載がなかったので、長尾保育園だけが実施しているのかなと思いました。

【会長】

その辺は大分進んでいるようですね。

【事務局】

本市は架け橋プログラムの指定市として、全国で 24 か所ほどの市の中に選ばれており、保育所部門として、保育所、幼稚園などと小学校のかけ橋となるような様々なプログラムを考え実施しています。

国の採択事業としては、今年度が最終年度になりますが、今後についても、取り組みは継続

していくこととしております。

【会長】

ほか、いかがでしょうか。

長尾保育園と第2長尾保育園で全体的な計画が全く一緒なのは問題なのでしょうか。人も違えば、ちょっとやることも変わってくるのではないかなとは思いますが。

【委員】

園長先生は、別の方ですね。

【事務局】

そうですね。

【会長】

計画書の最後に、社会福祉法人 長尾会って書いてありますので同一の計画で実施するつもりだと思いますが。

【委員】

ただのミスだと思いますが、先ほどの第2長尾保育園の施設住所は、長尾北町だったかと思っています。ただの間違いだと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

すみません。第2長尾保育園の認可審査表上の施設住所に記載誤りがあります。長尾保育園と第2長尾保育園の施設住所が両方とも同じになっています。

【会長】

御指摘いただきありがとうございます。事務局は修正していただくようお願いします。

やはり全体的な計画については、0歳児の5領域で記載されている部分は、修正を依頼したほうがいいと思います。

同じく先ほどもありました苦情解決マニュアル中の、いわゆる苦情の受付の部分ですが、第三者委員が第2長尾保育園と同一人物です。これは法人全体として、この方々にお願いをしているのだと思いますが、先ほども言いましたように、第三者という意味合いから考えて、それぞれのお立場が第三者となるように、検討していただく必要があるように思います。

【事務局】

第2長尾保育園と長尾保育園の第三者委員については、法人に確認いたします。

【会長】

いわゆる第三者という意味をお考えいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、長尾保育園については、以上とさせていただきます。

じゃあ、続きまして、あと二つです。

ひかりのみねこども園の認可に対する説明を、事務局よりお願いいたします。

【事務局】

ひかりのみねこども園についての説明をさせていただきます。

本園は、枚方市の東部に位置し、1977年に開設、保育所として47年の実績がございます。園舎については、平成25年に建て替えが行われ、現園舎で10年ほど保育を提供されて

おります。

「健康な身体で、意欲的にあそべる子ども」「生命を大切にし、思いやりのある子ども」「感性豊かな子ども」「規律ある生活態度や習慣を身につける子ども」「自分で考え判断、表現し行動できる子ども」を保育目標とし、安心して預けられる保育施設を目指すとともに、隣接している法人内のケアハウスとの関係を密にし、子どもたちとお年寄りの交流を深め、各家庭や地域との連携を図る保育を目指しています。

それでは、お手元の「⑤ひかりのみねこども園」と記載された冊子の中の審査表を御覧ください。

基本事項としましては、設置主体は、社会福祉法人 恵裕会です。幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、名称を漢字の「光の峰保育園」から、平仮名の「ひかりのみねこども園」とされ、現在120名の定員で保育所を運営されていますが、新たに1号児を各歳児3名ずつ設定し、計129名の定員で運営されます。配置基準ですが、14名の保育教諭等職員が必要となっております。

次に、その下の確認事項に移ります。

項目1、定員、2、教育保育を行う期間及び時間については、各基準を満たしていることを確認しております。

3、保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」のほうを御参照ください。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、計画を作成されていることを確認しております。

認可審査表に戻りまして、4、子育て支援事業についてですが、本園は週に1回、相談支援事業として、「子育て相談支援」を実施する予定であることを確認しております。

続いて5、職員についてです。基準上、必要な職員数は14人となっており、職員は19人配置していることを確認しております。1人の職員については、片方の免許しか保有していませんが、確約書にて、令和6年10月に資格取得の確認ができることを確認しております。調理員、園医等についても配置できていることを確認しております。

続いて、6、園長の資格等、7、学級についても各基準を満たしていることを確認しております。

ページをめくっていただきまして、8、設備では、「園舎・保育室等・園庭」においての三つの面積基準について、お手元の紙の平面図等において、全て基準を満たしていることを確認しております。

審査表3ページ目の設備の有無について、全て配置していることを確認しております。

続いて9番、保育室等を2階に設けておりますが、耐火建築物であり、常用で屋内階段、避難用として屋外階段を設置していることを確認しております。また、幼児の転落防止設備も設けられており、園舎は2階建ての建物となっております。

10、園庭は屋上になく、地上の同一敷地内にあることを確認しております。

11、食事の提供方法は、自園調理であることを確認しております。

12、情報の開示以降、18、その他まで、基準を満たしていることを確認しております。

19、移行特例の適用状況についてですが、先ほど御説明しました、5、職員の資格について該当しております。

ひかりのみねこども園の説明は以上となります。

【会長】

はい、ありがとうございます。

それでは、今、説明がありましたことについて、御意見、御質問等ありましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょう。

先ほど、委員から更衣室の件で御質問がありましたが、平面図を見ていただくと、1階に男子の更衣室がありますね。2階に女子の更衣室も設置されております。この園は更衣室を造られていますね。最近はこういう形で、男女それぞれに更衣室を造られるようになってきましたね。

何かございませんか。

また同じ部分で、苦情解決マニュアルの最終ページですが、第三者委員の記載があります。この方が第三者なのかどうか確認できないところです。いかがでしょうか。

例えば、この法人の理事などを務めておられる方なののでしょうか。

【事務局】

別法人の、認定こども園の園長をしている方です。

【会長】

そうですか。

【委員】

違った観点からの意見が必要な場合もありますので、異なる業種から委員を選ぶというの必要ではないでしょうか。

【事務局】

第三者委員という本来の趣旨を鑑み、そこに沿った方を指名いただくのが望ましいということですね。こちらも法人の考えを確認したいと思います。

【会長】

それとですね、同じくマニュアルの児童虐待の部分ですが、何かの資料をコピーして貼り付けていますね。枚方市児童虐待防止ハンドブックダイジェスト版と記載があります。これは、園のものではないと思いますが園でマニュアルを作っていないのでしょうか。

【事務局】

今回、幼保連携型認定こども園に移行するにあたり各種書類を提出いただく時点では、児童虐待に関するマニュアルは作成されておりました。現行の対応として、今ご覧になられているハンドブックを職員に配付し共有をしているということを確認しています。

【会長】

そうですか。児童虐待を保育士としてどのように発見していくか。発見した場合、それをどのように組織として対応していくか。組織内のフロー図や報告方法、また外部機関との連携について記載があるものをマニュアルというと考えます。

ですので、今回提出のあったハンドブックはマニュアルにはならないと思います。

【事務局】

申し訳ございません。本来であれば策定していただいたマニュアルを、本日の資料として委員の皆様方に見ていただくべきところでしたが、現時点では策定されておられません。法人とは

早急にマニュアルを作成していただくことで調整を行っております。

【会長】

そうですね。やっぱりそこが大事だと思いますので。よろしくお願いいたします。

【委員】

全体的な計画の部分で、誤記かと思いますが、真ん中よりちょっと上のところで、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿と、家庭との連携の間に、春の遠足と記載がありますが、こちらは、小学校との連携と記載すべき箇所かと思います。

【会長】

ほんまや。

【事務局】

そうですね。春の遠足という記載が誤りです。

【委員】

わかりました。

あと、他の園も、英語学習などを特色ある教育と保育に記載していますよね。この園もスイミングやサッカーなどというのを記載していますが、こちらは時間的に1号認定の子どもも参加することができるのですかね。

【事務局】

幼稚園へ通われる方の多くは、午後2時で保護者の方が迎えに来ることが大半で、2割、3割が残られて、預かり保育を利用されている。一方で認定こども園では、午後5時ぐらいまでは、1号認定の方でも預かり保育を利用しているケースはあると思います。全員とは言いませんが、多くの子どもは夕方までおられるというケースが見られますので、時間的制約というのは、おそらく大丈夫かなと思います。

【委員】

1号認定の方も、教育時間後の預かり保育を利用されるということが前提になってこの特色ある教育と保育を計画されているということになりますよね。

【事務局】

そうですね。おそらく、そういう計画になっています。

【会長】

外部講師に来てもらうなどは、いわゆる時間外保育の内容ですよね。

それは特色ある教育と保育と言っていいのでしょうか。

それと、保育自体は午後2時半で終わっているわけですよ、1号は。教育時間後の時間帯、いわゆる時間外保育の部分に行われる活動を特色ある教育と保育の中に記載していいのでしょうか。

【事務局】

会長のおっしゃるとおりだと思います。本来であれば設定されている時間内の取組を記載すべきだと思います。

【会長】

そうですね。

【事務局】

現状、こども園として運営されている中では、全く要件が違う中ですが、1号の子どもも、2号・3号の子どもと一緒に保育・教育を行っているという面もあります。認定こども園として難しい部分かと思います。

しかし、本来分けて考えるべきだというのは、おっしゃるとおりでございます。

【会長】

幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したときは、幼稚園教育をそのまま行いますよね。

幼稚園での保育は学期ごとに区切りがありますが、2号、3号の子どもには区切りはありません。卒園式や終業式があった翌日もその園に通いますよね。その場合、2号、3号の子どもにとっての終業式という行事の在り方は、1号の子どもとは異なるものになります。そのような課題も抱えているのが現状です。今回は、保育園側が幼保連携型になる場合ですが、認定に関係なく一緒にするのだという考え方で運営するのはどうなのかなと思います。1号というのは、4時間保育の設定です。その意味を考え、制度を重視しないといけないのかなと思います。実態として、在園時の1号の子どものほとんどが時間外保育を利用するのなら、2号、3号との違いはほとんどないのかもしれませんが、制度上は異なるわけです。その辺りは分けて考えるべきだと思います。

何かほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ひかりのみねこども園に関しては以上とさせていただきます。

最後に、氷室保育園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

氷室保育園について、御説明のほうをさせていただきます。

本園は、枚方市の東部に位置し、1970年に開設され、保育所として54年の実績がございます。園舎は、平成28年に現在の位置に移転、建築されています。緑豊かな氷室地域に建てられており、「一人一人の個性を大切にし、緑豊かな環境の中で豊かな感性を育み、生きる力を養う」ことを保育方針に掲げておられます。同園は食育にも力を入れており、園で畑づくりをされているほか、子どもたちが食べたいときに、ランチルームへお友達と一緒に食べに行けるような取組をされるなど、食への興味と大切さを学ぶ保育を行われています。

また、地域のお子さんに保育園ならではの遊びを体験してもらう「さくらんぼ」の活動など、地域での子育て支援事業についても積極的に展開されておられます。

それでは、お手元の「⑥氷室保育園」と記載された冊子の中の審査表を御覧ください。

基本事項としまして、設置主体は、社会福祉法人 氷室保育園です。幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、名称を「氷室保育園」から「幼保連携型認定こども園 氷室保育園」とされ、現在120名の定員で保育所を運営されていますが、新たに1号児を15名設定し、計135名の定員で運営されます。配置基準ですが、15名の保育教諭等職員が必要となっています。

次に、その下の確認事項に移ります。

項目1、定員、2、教育保育を行う期間及び時間については、各基準を満たしていることを確認しております。

3、保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」を御覧ください。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、計画を作成されていることを確認しております。

それでは、認可審査表にお戻りいただきまして、4、子育て支援事業についてですが、本園は週に1・2回程度、相談支援事業を実施されていることを確認しております。

続いて5、職員についてです。基準上、必要な職員数は15人となっており、職員は21人配置していることを確認しております。4人の職員については、片方の免許しか保有していませんが、確約書にて、令和7年4月に資格取得の確認ができることを確認しております。また調理員、園医等についても配置を確認しております。

続いて6、園長の資格等、7、学級についても、各基準を満たしていることを確認しております。

ページをめくっていただきまして、8、設備では、「園舎・保育室等・園庭」においての三つの面積基準について、お手元の平面図等において、全て基準のほうを満たしていることを確認しております。

1号児を新たに設けることにより、保育室を1部屋設ける必要があることから、遊戯室の一角をパーティションで区切り、新たな保育室として活用するとのことです。

なお、園庭の面積については、必要面積が面積基準①の480平方メートルと、面積基準③の72.6平方メートルを足した552.6平方メートルであるのに対して、実際の園庭は410平方メートルしかございません。ただし、保育所から幼保連携型認定こども園への移行であり、実際の園庭の面積が2歳以上と3歳以上の園児数に応じた面積の合計である349.8平方メートルを超えていることから、移行特例により、基準を満たしていることとなっております。

審査表3ページ目の設備の有無については、全て配置していることを確認しております。

続いて9、保育室等を2階に設けておりますが、耐火建築物であり、常用で屋内階段、避難用として屋外階段を設置していることを確認しております。また、幼児の転落防止設備も設けられており、園舎は2階建ての建物となっております。

10、園庭は屋上になく、地上の同一敷地内にあることを確認しております。

11、食事の提供方法は、自園調理であることを確認しております。

12、情報の開示以降、18、その他まで、基準を満たしていることを確認しております。

最後に19、移行特例の適用状況についてですが、先ほど御説明いたしました、5、職員の資格及び8、園庭の面積基準について該当しております。

以上が氷室保育園の説明となります。

【会長】

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御意見、御質問等ございますか。

いかがでしょう。

【委員】

子育て支援などは、何をやっておられましたか。すみません。聞き逃したかもしれません。

【事務局】

子育て支援は、週に1・2回程度、相談支援事業をやっています。

【委員】

相談室というのが2階にありますね。

【会長】

この計画書の中では、その相談室を使用せずに遊戯室と0歳児保育室を使用するのですね。相談室は使わないのですか。なぜ0歳児保育室で実施するのでしょうか。

文章的に見ても、事業概要の対象欄に「地域の子育て世代を中心に対応していく」と記載がありますが、具体的にどんな人の相談を聞く予定なののでしょうか。

【事務局】

そうですね。0歳から2歳児未満の保護者というようなことを記載すべきですよ。

【会長】

だったら分かりますよね。

この書き方では判断できないですね。

【事務局】

申し訳ありません。修正いたします。

【委員】

遊戯室の半分は5歳児の保育室として使われます。パーティションで区切っただけで相談室にするのは無理があると思います。平面図上に記載のある相談室の活用ができないのか確認をお願いします。

【事務局】

かしこまりました。確認させていただきます。

【会長】

いかがでしょう。

【委員】

近頃、車での送り迎えが増加していると思いますが、駐車場の確保についてはどうなっているのでしょうか。

【事務局】

氷室保育園については、園の目の前に4台分の駐車場があります。また、そこから同じ敷地の、少し奥に入っていきますと、10台以上の駐車場がございます。今回の移行を希望している6施設に関しては、全て大きな駐車場が設置されています。

【会長】

そういったこともどこかに記載があってもいいでしょうね。保育所から認定こども園への移行ですから、保育所の場合は必ずしも送迎の駐車場を確保しなければならないということはありません。幼稚園の場合は園バスが巡回したりしますので、そういうところの差が少し出てくると思います。可能なら駐車場の確保に関すること、どこかに記載があるほうがいいと思いますね。

マニュアルに関してですが、苦情解決マニュアルに記載されている第3者委員3名についてはどのような立場の方なのでしょうか。

【委員】

どこの地区のご担当だったかは思い浮かばないのですが、松宮さんと辻中さんはどちらも民生委員の方ですね。地域のこともよく御存じだろうと思います。

【会長】

民生委員の方ですか。

どこかの書類には記載がありましたが、こちらのマニュアルにも括弧して、民生委員と記載があればわかりやすいですね。

民生委員の方でしたら、第三者という意味になりますね。

【事務局】

そうですね。

【会長】

先ほどもありましたが、氷室保育園も、長尾保育園や第2長尾保育園と同じ法人ですか。

【事務局】

法人は違いますが理事長は同じになります。

【会長】

理事長が一緒。

【事務局】

はい。

【会長】

では、その法人の中の理事会の役員も同じでしょうか。

【事務局】

おそらく役員は別になります。長尾保育園と第2長尾保育園は同じです。

樋之上保育園と氷室保育園は、別になります。

【会長】

定款や諸規則などは、全部共通ですか。

【事務局】

ベースは同じものになりますが、全く一緒ではありません。

【会長】

そうですね。施設住所が違うのに書類上一緒になっていたりしていましたので。

【事務局】

その点については、事務局側で確認できておりませんでした。誠に申し訳ございませんでした。

【会長】

何かありますでしょうか。ほかに。

アレルギーにしても、児童虐待にしても、しっかりマニュアルは作られておられますね。

【事務局】

今回の6園の中では、氷室保育園が一番綿密にマニュアルを作成していただいております。

【会長】

水遊びについてもマニュアル対応されているというのはいいですね。

それに比べると、全体的な計画が寂しいという感じがしますが。

よろしいでしょうか。

短時間でなかなか見にくいとは思いますが。

職員に対する研修計画というのは、全体的な教育保育計画案で記載されている3つだけでしょうか。

この園もAED設置していますよね。AEDの研修は実施しないのでしょうか。別の園では、AED研修は計画されていたように思います。

【事務局】

B C P事業継続計画マニュアルの中で、AEDの使用方法等について記載があります。研修計画書上では、記載されてないだけなのかについては改めて確認をしておきます。

【事務局】

ちなみに、災害対応マニュアルでの8ページで、AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する研修のことが示されていますので、研修は実施しているものと思います。実施しているのであれば研修計画書にも追加する方向で園と調整を行います。

【会長】

書いてありますね。

【事務局】

園に確認をして追記させていただきます。

【会長】

ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、氷室保育園に関しまして、質疑は以上ということにさせていただきます。

それでは次に、案件の2ですね。認定こども園の移行調査の結果について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

案件2、認定こども園への移行調査の結果について、御報告をさせていただきます。

資料2、「認定こども園への移行調査の結果について」の資料を御覧ください。

本内容は、令和6年7月に私立保育所35園、私立幼稚園9園を対象に認定こども園への移行調査を実施し、その結果を取りまとめた資料となっております。

認定こども園の移行について、幼保連携型認定こども園として移行する場合は、本認可審査部会において、今回のように御意見をお伺いすることとなりますので、私立保育所及び私立幼稚園の今後の移行予定について、現時点での各施設の御意向を報告させていただくものです。今後、各園とのヒアリングの中で、意思の変動が考えられますので、御了承をお願いいたします。

令和8年4月に移行予定と回答した施設についてですが、私立保育所は35施設中「移行する予定」と回答した施設は11園ありました。そのうち、幼保連携型認定こども園に移行を希望する園が10園、保育所型認定こども園に移行を希望する園が1園ありました。なお、24園については、「移行しない」との回答を得ています。また、私立幼稚園9施設については、幼保連携型認定こども園に移行を希望する園が1園、幼稚園型認定こども園に移行を希望する園が1園、新制度幼稚園へ移行を希望する園が2園ございました。なお、5園については「移行しない」との回答を得ております。

令和８年度に認定こども園への移行を予定している施設は合計１３園で、昨年度に実施した令和７年度に認定こども園への移行を予定すると回答した２０園と比較し、７園減少する結果となりました。

なお、幼保連携型認定こども園への移行については、１１園が希望されており、昨年度の調査結果の１９園に比べ、８園減少する結果となりました。

案件２の説明については以上となります。

【会長】

ただいま事務局から、認定こども園への移行調査の結果について、説明がありましたけれども、何か御意見、御質問等ございますか。

移行しないというのは、現在の施設類型のままということですか。

【事務局】

そうですね。現時点では移行の意思がないということになります。しかし、近年移行されている園は増加していますので、意向が変更することもあるかと思います。

【会長】

そうですね。

新制度幼稚園というのは何でしょうか。

【事務局】

大阪府が所管する、いわゆる私学助成園から、施設類型を変更せず幼稚園のまま、新制度の幼稚園に移行する幼稚園のことを指します。大阪府から補助金をもらって運営するのではなくて、市から給付を受けて運営していただくようになります。

【会長】

そういう制度に幼稚園は変わるということですか。

【事務局】

今現在、枚方市内の幼稚園は９園ありますが、そのうち、新制度幼稚園に移行されている園は４園あります。傾向でいうと、幼稚園は認定こども園に移行するというよりも、私学助成園から新制度幼稚園に移行するところが多いです。

【事務局】

新制度幼稚園のメリットは、職員の処遇改善を行いやすいということですね。

【会長】

処遇改善ですね。本当は全体的に処遇改善しないといけないのですけどね。

【事務局】

そうですね。

【会長】

特に意見がなければ、以上とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では次に、その他、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

今後のスケジュールについて、お伝えいたします。

本日御審議いただきました案件のうち、「案件１」につきましては、委員の皆様からいただき

ました御意見、御質問を踏まえまして、調整が必要なものにつきましては、会長に一任していただく形で進めさせていただければと考えております。調整後、今後につきましては、認可に向けて事務局で手続を進めてまいります。認可の結果は、改めて委員の皆様にお知らせをさせていただきたいと思っております。

なお、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成した後、皆様にメールまたは郵送で確認の御依頼をさせていただきます。その後、皆様の御意見を反映し、会長と調整した上で内容を決定し、会議録とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日の案件資料につきましては、まだ公表していないものもございますので、机の上に置いていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございます。

何か、事務局からの説明について、質問はありますか。よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

本日予定しておりました案件は、全て終了しました。

なお、事務局からもありましたとおり、本日の御意見で、事務局との調整が必要なものについては、会長の私のほうに御一任いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては、本日の委員の皆様からいただいた意見を参考に、認可に向けた手続を進めていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして、令和6年度第1回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会を終了したいと思います。

どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。